

社会福祉法人盛岡市民福祉バンク

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人盛岡市民福祉バンク（以下「法人」という。）の役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等 理事、監事、評議員及び法人の規程により設置された委員会の委員をいう。
- (2) 報酬 職務執行の対価として受ける財産上の利益をいい、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用 職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、報酬を支給するものとする。ただし、法人の職員として職務に従事し、職員給与が支給されている役員（以下「常勤の役員」という。）に対しては、報酬を支給しない。

(報酬の額)

第4条 理事長に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

- 2 前項の報酬は、就任の月から退任の月まで支給する。ただし、退任の日の属する月の途中で再任された場合には、再任に係る月分の報酬は、支給しない。
- 3 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。
- 4 評議員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。
- 5 法人の規程により設置された委員会の委員の報酬の額は、別表第3に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 理事長の報酬は、職員給与の支給日に支給する。

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席等法人運営のための業務に当たった都度、支給する。
- 3 法人の規程により設置された委員会の委員に対する報酬は、委員会への出席の都度、支給する。
- 4 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意が得られたときは、本人の指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むことができる。
- 5 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、

積立金等を控除して支給する。

(費用の弁償)

第6条 役員等に対する費用弁償の額は、会議等への出席等1回につき2,000円とする。

2 役員等が出張するときは、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

(適用除外)

第7条 予算及び予測しない事情により財源が確保できないときは、前条の規定にかかわらず費用弁償を支給しないことがある。ただし、常勤の役員を除く。

(公表)

第8条 法人は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として、この規程を公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年6月19日から施行する。

2 本規程の制定に伴い、社会福祉法人盛岡市民福祉バンク理事等の報酬及び費用弁償に関する規程は廃止する。

別表第1（第4条第1項関係）

区 分	報酬の額
理 事 長	月額 100,000 円

別表第2（第4条第3項及び4項関係）非常勤役員及び評議員の報酬

(1) 理事及び評議員

区 分	報酬の額
理事会、評議員会等会議への出席	日額 5,000 円
上記のほか、法人・施設業務のための従事	日額 10,000 円

(2) 監事

区 分	報酬の額
理事会、評議員会等会議への出席	日額 5,000 円
監事監査への出席	日額 10,000 円
上記のほか、法人・施設業務のための従事	日額 10,000 円

別表第3（第4条第5項関係）法人の規程により設置された委員会の委員の報酬

区 分	報酬の額
委員会等会議への出席	日額 3,000 円